

(2024.04.01 版)

(一社) 日本在来工法住宅協会

## 特定技能外国人受入負担金 収納代行の『要領』

(在住協会員用)

一般社団法人日本在来工法住宅協会（以下「在住協」という）の会員が特定技能外国人を受入れる建設企業（以下「受入企業」という）となる場合に負担する受入負担金の一般社団法人建設技能人材機構（以下「JAC」という）への支払いについて、在住協は JAC 正会員団体として収納を代行し詳細を下記の通りとする。

### 記

#### (受入負担金収納代行の開始)

- 特定技能外国人の受入を予定している在住協会員は、受入開始前に「特定技能外国人による受入負担金収納代行の要領」（本書）の記載内容に同意した上で、在住協へ「特定技能外国人受入負担金収納代行申込書」を提出することで受入負担金収納代行の開始が可能となる。原則として、会員証明書の発行依頼時に提出することとする。

#### (受入負担金の支払い)

- 受入企業が国土交通省外国人就労管理システムへ受入報告をすることにより、受入開始月より受入負担金が発生する。
- 受入負担金の請求は以下の通りとなる。
  - 在住協は、在住協の受入企業が負担する受入負担金の総額を JAC より毎月請求を受ける。
  - 在住協は、JAC からの請求明細に基づき毎月各受入企業あてに請求する。
  - 受入企業は、所定の支払い期日までに請求金額を延滞なく在住協へ支払う。
  - 在住協は、所定の支払い期限までに請求金額を JAC へまとめて支払う。
- いかなる理由があっても、受入企業は JAC への直接の支払いは出来ない。
- 受入負担金は、特定技能外国人を受け入れている限り毎月継続して発生する。

#### (受入負担金の額)

- 受入負担金の額は JAC の定めるところによる。
- 受入負担金の算出は JAC の定めにより、日割計算は行わない。

(収納代行手数料の支払い)

8. 在住協は、受入負担金に加え所定の収納代行手数料を受入企業へ請求し、受入企業は、受入負担金に加えて収納代行手数料を在住協へ支払う。
9. 収納代行手数料は外国人が就労し受入負担金が発生する月に限り発生する。

(収納代行手数料の額)

10. 収納代行手数料は受入人数に関わらず各受入企業一律月額 1,320 円（税込）とする。尚、物価高騰等により収納代行手数料は、予告なく改定することがある。
11. 収納代行手数料の日割計算は行わない。

(請求と支払い期日)

12. 受入企業は、原則として、在住協が毎月発行する請求書に記載の金額の通り、当月末までに在住協へ支払う。なお、請求先は在住協会費請求先と同一とする。
13. 請求開始月については、外国人就労管理システムへの受入報告時期によっては、複数月請求されることがあるが、次月以降は毎月ひと月分の請求となる。
14. 支払金額が請求額を下回った場合、在住協は不足分を合算した請求書を発行し、受入企業は速やかに支払う。
15. 支払い金額が請求額を上回った場合は、翌月請求分で相殺することとし、なおも上回った場合は返金する。その際の振込手数料は在住協が負担する。

(支払い方法)

16. 在住協の請求に対する受入企業の支払いは銀行振込によるものとし、他の支払い方法によることはできない。

(受入負担金の終了)

17. 特定技能外国人が退職した際に、受入企業が、外国人就労管理システムから退職した特定技能外国人の退職報告を行うことで、その後、当該特定技能外国人の退職について、JAC が国土交通省より連絡を受けて在住協への受入負担金の請求を停止する。これにより、在住協から受入企業への受入負担金の請求を停止する。
18. 特定技能外国人が退職しても外国人就労管理システムの退職登録がされていない場合には JAC へ支払う受入負担金は終了しないため、受入企業は一旦請求の通りの金額を在住協へ支払う。退職情報の登録が行われれば、外国人就労管理システムの入力内容に基づき退職が確認され、JAC から在住協へ請求書が発行される。在住協はそれをもとに受入企業へマイナス金額の請求書を発行し、相殺もしくは返金処理を行う。この際、収納代行手数料については、当該月に外国人受入人数が一人以上いた場合は返金せず、一人もない場合は返金する。その際の振込手数料は在住協負担とする。

(収納代行手数料の終了)

19. 受入負担金の請求が終了した時点で、収納代行手数料の支払いは終了する。

(延滞損害金)

20. 受入企業が在住協に対する支払いを期日までに行わない場合の遅延金については、支払い期日の翌日から実際に支払いがあった日までの日数に応じ、次の計算式にて算出し請求することができる。

$$\text{遅延損害金} = \text{遅延額} \times \text{遅延損害率 (年 } 6\%) \times \text{遅延日数} \div 365 \text{ 日}$$

(在住協退会について)

21. 就労外国人が全員退職し受入負担金が停止しても、在住協会員資格は喪失しない。  
22. 在住協から退会希望の場合は、「退会届」の提出により退会することができる。  
23. 特定技能外国人の受入中は、在住協から退会することは出来ない。  
24. 特定技能外国人の受入が終了し在住協からの退会を希望する場合でも、受入中に発生した受入負担金および収納代行手数料の支払いが完了するまでは在住協から退会することは出来ない。

(誠実交渉義務)

25. 受入負担金および収納代行手数料の支払いに関する疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い、円満に解決を図るものとする。

以上